

議案第5号

市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年2月16日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出するものである。

市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（昭和45年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。